附則第百二十一条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第百二十一条の二　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第五項第一号」を「第六項第一号」に改め、「第四条の二第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第十一項」を「第十三項」に改め、同条第十三項中「第五項各号」を「第六項各号」に、「第十一項中「市町村の長（指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長を除く。）」とあるのは「市町村の長」と、「当該市町村」を「第十三項中「当該町村」に、「地域産業集積形成法第十条第三項又は第十一条第二項」を「「地域産業集積形成法第十条第四項又は第十一条第二項」に、「当該市町村の長」を「当該町村の長」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第五項各号」を「第六項各号」に、「第二項又は第六項」を「第三項又は第八項」に、「市町村」を「町村」に改め、「（指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長を除く。）」を削り、同項を同条第十三項とし、同条中第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、同条第七項中「市町村」を「町村」に、「第三項」を「第四項」に、「第二十八条第五項」を「第二十八条第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「前項の規定により経過措置を定める条例（以下この条において「復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例」という。）」を「復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例（町村が定めるものに限る。）」に、「同項」を「第六項」に、「市町村」を「町村」に改め、同項を同条第五項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　前項の規定により経過措置を定める条例（以下この条において「復興産業集積区域緑地面積率等経過措置条例」という。）が施行されている間は、市が定めるものに限る。）が施行されている間は、同項の特定工場に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第二十八条第六項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」とする。

第二十八条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「認定市町村」を「認定町村」に、「、市町村」を「、町村」に、「地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則」を「都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により準則を定める条例（以下この条において「復興産業集積区域緑地面積率等条例」という。）」を「復興産業集積区域緑地面積率等条例（認定市町村である町村（以下この条において「認定町村」という。）が定めるものに限る。）」に、「認定市町村」を「認定町村」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定により準則を定める条例（以下この条において「復興産業集積区域緑地面積率等条例」という。）が施行されている間は、当該復興産業集積区域緑地面積率等条例に係る復興産業集積区域に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第二十八条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

第二十九条第二号中「の長が同条第二項」を「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長が河川法第九条第二項」に改める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十九条を次のように改める。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第六十九条　次に掲げる法律の規定中「人事院規則」を削り、「国家公安委員会規則」の下に「、人事公正委員会規則」を加え、「人事院」を削り、「公正取引委員会、国家公安委員会」の下に「、人事公正委員会」を加える。

一　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第九条

二　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第八十七条

（内閣府設置法の一部改正）

第十一条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第十四号の四の次に次の一号を加える。

十四の五　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に関すること、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十二条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第二号及び第三十三条第一項第二号中「、第三十三号」を「から第三十四号まで」に改める。

（政令への委任）

第十三条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

別表（第二条関係）

項	事業	関係条項
一	特定区画漁業権免許事業	第十四条
二	復興建築物整備事業	第十五条
三	特別用途地区復興建築物整備事業	第十六条
四	応急仮設建築物活用事業	第十七条
五	被災区域道路運送確保事業	第十八条
六	罹災者公営住宅等供給事業	第十九条から第二十一条まで